

奈井江町広報紙広告掲載に関する基準

平成 19 年 3 月 19 日規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、奈井江町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成 19 年訓令第 6 号）の規定に基づき、奈井江町広報紙（以下「広報紙」という。）の広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第 2 条 広告の掲載位置は、広報紙の裏面とする。

(掲載規格)

第 3 条 掲載規格は、次のとおりとする。

区分	規 格
半枠	縦 45 ミリメートル、横 88 ミリメートル
1 枠	縦 45 ミリメートル、横 180 ミリメートル

(掲載期間)

第 4 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月単位で最長 1 年間とし、更新を妨げない。

(掲載募集枠等)

第 5 条 広報紙ごとに掲載する広告の枠数は、最大で半枠 10 枠とする。

2 半枠の申込数が 8 枠以下で、かつ、1 枠の申込がある場合は、1 枠で掲載するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第 6 条 広告掲載希望者は、次項に規定する場合を除き、掲載しようとする広報紙の発行日前 20 日までに奈井江町有料広告掲載申込書を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前月（年度内に限る。）から継続して申し込む場合は、奈井江町有料広告掲

載申込書によらず、文書、電子メール又はファックスにより継続の旨を申し出ることができる。この場合において、継続の申出は、できるだけ速やかに行うものとする。

(掲載料)

第7条 掲載料は、次のとおりとする。

区分	掲載料
半枠	月額 3,086 円
1 枠	月額 5,142 円

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか必要とする事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 10 月 1 日規程第 21 号)

- 1 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の規定は、施行日以後の申込みに適用する。

附 則 (平成 25 年 3 月 15 日規程第 2 号)

この規程は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 26 日規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(料金の適用に関する経過措置)

- 2 改正後の奈井江町広報紙広告掲載に関する基準第 7 条の規定は、平成 26 年 5 月 1 日以降の掲載料から適用し、平成 26 年 4 月における料金については、なお従前の例による。